

高松市低所得世帯（令和6年度）生活支援給付金支給事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「交付金」という。）を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、家計への影響が大きい低所得世帯に対しての生活を支援するため、臨時的な措置として実施する、高松市低所得世帯（令和6年度）生活支援給付金支給事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 高松市低所得世帯（令和6年度）生活支援給付金 前条に掲げる本事業の目的を達するために、市長によって贈与される給付金をいう（以下「本給付金」という。）。
- （2） 令和6年度住民税均等割非課税世帯 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより、市町村民税均等割を免除された者又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（ただし、令和6年6月3日（以下「基準日」という。）において、保護が停止されている者及び保護が廃止されている者を除く。）を含む。）である世帯をいう。
- （3） 令和6年度住民税均等割のみ課税世帯 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税所得割が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより、市町村民税所得割を免除された者又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（ただし、基準日において、保護が停止されている者及び保護が廃止されている者を除く。）を含む。）であり、かつ、当該同一の世帯に属する者のうち少なくとも1人が、地方税法の規定

による令和6年度分の市町村民税均等割のみ課されている者である世帯をいう。

(4) 低所得世帯に対する給付金 国の交付金を活用し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）から令和5年度住民税均等割非課税世帯の世帯主に対して7万円を目安に支給されている給付金及び令和5年度住民税均等割のみ課税世帯の世帯主に対して10万円を目安に支給されている給付金（以下「令和5年度低所得世帯給付金」という。）並びに令和6年度住民税均等割非課税世帯の世帯主に対して10万円を目安に支給される給付及び令和6年度住民税均等割のみ課税世帯の世帯主に対して10万円を目安に支給される給付金（以下「令和6年度低所得世帯給付金」という。）をいう。

(5) こども加算 国の交付金を活用し、市町村から低所得世帯に対する給付金の支給対象者と同じの世帯に属する18歳以下の者（日本国内に住所を有する者又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しない者に限る。）以下「18歳以下の者」という。）1人につき5万円の加算給付をいう。ただし、世帯主である18歳以下の者はこども加算の対象から除く。令和5年度低所得世帯給付金の支給対象者と同じ世帯の属する18歳以下の者は、平成17年4月2日から令和6年3月31日までに出生した者とし、令和6年度低所得世帯給付金の支給対象者と同じ世帯の属する18歳以下の者は、平成18年4月2日から令和6年8月31日までに出生した者とする。

（支給対象者）

第3条 本給付金の支給対象者は、基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている令和6年度住民税均等割非課税世帯又は令和6年度住民税均等割のみ課税世帯（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなった世帯を含む。）の世帯主とする。なお、令和6年1月2日以降に日本国外から入国した者又は出生した者を世帯主とする世帯を除く。ただし、令和6

年1月2日以降に日本国外から入国した者を世帯主とする世帯のうち、基準日において、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの所得状況に基づく申告がされ、令和6年度住民税均等割非課税世帯又は令和6年度住民税均等割のみ課税世帯であることが確認できる世帯については、対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族（市町村民税均等割が課税されている者と生計を同一にする配偶者、地方税法の規定による扶養親族（16歳未満の者を含む。）並びに同法の規定による青色事業専従者及び事業専従者を含む。）のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税所得割が課されていない者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、既に低所得世帯に対する給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。なお、低所得世帯に対する給付金のうち、令和5年度低所得世帯給付金の支給を受けた世帯とは、令和5年度低所得世帯給付金の給付対象世帯であったが、未申請又は申請辞退、申請を取り下げたとみなされた世帯を含み、本事業の支給対象者から除く。

（支給額等）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する本給付金の金額は、次に掲げる額の合算額とする。

（1） 1世帯当たり10万円

（2） こども1人につき5万円

2 前項第2号において、基準日の翌日以降に出生した者（以下「新生児」という。）に係るこども加算は、基準日の翌日以降に世帯変更があった場合にも、基準日時点で支給対象者であった者に支給する。

3 第1項第2号の規定にかかわらず、基準日の翌日以降に新たに世帯員となった者（新生児を除く。）、別記に規定する措置入所等児童（里親と同一の世帯に属する里親に委託されている者及び母子生活支援施設に保護者とともに入所する者を除く。）のほか基準日において支給対象者と生計を同一にしていなない者は、こどもの要件を満たさないものとする。

4 第1項第2号の規定にかかわらず、既にこども加算の支給を受けた者又は

既にこども加算の支給を受けた者を含む世帯の世帯主は、当該支給を受けたこども加算に係るこどもであった者について、こどもの要件を満たさないものとする。

5 単身で寮に入る者等、同一世帯員として住民基本台帳に登録されていない18歳以下の者と生計を同一にしている場合の取扱いについては、別記のとおりとする。

6 支給対象者と生計を同一にしていない18歳以下の者は、こども加算の対象児童の要件を満たさないものとする。

7 既に、市町村から令和6年度住民税均等割非課税世帯又は令和6年度住民税均等割のみ課税世帯に属する18歳以下の者を対象児童として、こども加算給付金の支給を受けた世帯の対象児童は、支給要件を満たさないものとする。

(受給権者)

第5条 本給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）を受給権者とする。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者及び矯正施設に収容されている者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(支給の方式)

第6条 本給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める支給要件確認書（以下「確認書」という。）又は申請書（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。次に掲げる書類の提出が困難な場合には、真にやむを得ない事情がある場合に限り、提示された書類を本市が確認することにより、提出したこと

とみなすことができる。

- (1) 申請者の本人確認書類の写し
- (2) 振込先口座の確認書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の確認書又は申請書に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合、第3号及び第4号に掲げる受領方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることにより、第1号及び第2号による支給が困難な場合に限り行うものとする。

- (1) 郵送方式 申請者が確認書及び申請書を郵送により本市に提出し、本市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口方式 申請者が申請書を本市の窓口提出し、本市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金交付方式 申請者が申請書を郵送により、又は本市の窓口において本市に提出し、本市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- (4) 現金書留交付方式 申請者が申請書を郵送により、本市に提出し、本市が現金書留で現金を交付することにより支給する方式

3 確認書に基づく支給は、本市が指定する金融機関の口座に振り込むことができるものとする。この場合、第1項各号に規定する書類の提出を省略することができる。

4 第2項第3号及び第4号の方式に基づく支給を受けた場合は、本市に領収書を提出しなければならない。

5 本給付金の支給を受けようとする者で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを所持している者は、第2項の規定にかかわらず、個人番号カードを活用したオンライン本人確認により申請者本人であることを証した上で、本市からの確認書に基づく、オンライン申請を行い、申請者が、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律38号）第3条の規定により登録された預

貯金口座等のある者（以下「公金受取口座登録者」）であることが確認できた場合には、本市から当該金融機関の口座に振り込むオンライン申請方式により支給を行うことができる。

（代理による申請等）

第7条 申請者に代わり、代理人として第6条の規定による確認書の提出、支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- （1） 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- （2） 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- （3） 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 前項第1号又は第3号に掲げる代理人が本給付金の確認書の提出をするときは、確認書の委任欄への記載を、支給の申請をするときは、当該代理人は申請書等に加え、原則として委任状の提出をしなければならない。また、代理による申請等が行われた場合、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。この場合、同項第2号の者にあつては、第6条第1項第1号に規定する書類の提出を省略することができる。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（申請等期間）

第8条 本給付金の申請等受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 本給付金の確認書の提出期間は、本市が当該確認書を発出した日から令和6年9月30日までとする。

3 本給付金の申請書の申請期間は、申請受付開始日から令和6年9月30日までとする。

4 前2項の規定にかかわらず、申請等期間は市長が認める場合に限り、変更することができる。

（支給・不支給の決定及び通知）

第9条 市長は、第6条第1項の規定により確認書又は申請書、若しくは第6条の第5項の規定によるオンライン申請（以下「確認書等」という。）を受理したときは、速やかに内容を確認の上、本給付金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、本給付金の支給を決定したときは、別に定める支給決定通知書により申請者に通知し、速やかに本給付金を支給するものとする。

3 市長は、第1項に規定する内容の確認において、その内容に疑義を生じた場合は、当該申請者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めるものとする。

4 市長は、第1項の規定により、本給付金を支給しないこととした場合は、別に定める不支給決定通知書により申請者に通知するものとする。

（本給付金の支給等に関する周知）

第10条 市長は、本事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請等の方法及び申請等受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知を行う。

（申請等が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 市長は、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期間又は第3項の申請期間に第6条第1項の規定による確認書の提出又は申請が行われなかった場合、支給対象者が本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条に規定する確認書等を受理した後、確認書又は申請書の不備等について確認等に努めたにもかかわらず、市長が指定する日までに当該記載事項の補正等が行われず、申請者の責めに帰すべき事由により本給付金の支給ができなかったときは、申請者は、当該指定する日の翌日において支給の申請を取り下げたものとみなす。

3 市長は、第9条第2項の規定による支給決定を行った後、確認書又は申請書の記載事項の不備等による振込不能等があり、市長がその確認等に努めたにもかかわらず、市長が指定する日までに当該記載事項の補正等が行われず、申請者の責めに帰すべき事由により本給付金の支給ができなかったときは、申請者は、当該指定する日の翌日において支給の申請を取り下げたものとみ

なす。

(給付金の不当利得の返還)

第12条 市長は、本給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者、給付金の返還を申し出た者又は偽りその他不正の手段により本給付金の支給を受けた者に対しては、支給の決定を取消し、支給を行った本給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月16日から施行する。

別記（第4条関係）

- 1 同一世帯員として住民基本台帳に登録されていない18歳以下の者と生計を同一にしている場合の取扱い

単身で寮に入っている18歳以下の者等、こども加算の支給対象者となる世帯主が同一世帯にいない者（以下「こども」という。）に限り、別世帯の支給対象者から、別に定める申出書により当該こどもと生計を同一にしている旨の申出があった場合、当該こどもが当該申出を行った者と同一の世帯に属していない場合にも、当該こどもに係るこども加算については、当該申出を行った者に支給する。

別記（第5条関係）

- 1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を別に定める申出書により申し出た場合、当該申出を行った者については、基準日時点で当該申出を行った者が本市に住民票が所在しない場合にも、当該申出を行った者の本給付金については、本市から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしてしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において本市に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項及び第2項に基づく接近禁止命令又は第10条の2に基づく

退去等命令)が出されていること。

イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。)が発行されていること。

なお、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署)や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体(婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体)が発行した別に定める確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合(婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。)

(3) 申出者(その同伴者を含む。)の扶養者が、加害者である場合に限り、当該加害者に扶養されている者は、独立した生計を立てている者とみなす。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の(1)から(6)までのいずれかに該当する本市の施設等に入所等している児童(児童(基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。))及び児童以外の者(基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者(疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。))及び(6)における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。)については、本市に

おける支給対象者とする。ただし、同一の施設等に入所等している児童である親とその子、兄弟姉妹である児童は、本給付金の支給において、同一世帯として取扱う。

なお、本給付金の申請等について、円滑な本給付金の支給を確保する観点から、施設職員による代理申請を基本とする。ただし、措置入所等児童本人による申請も妨げない。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。（2）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社

会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

（4）生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

（5）児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）

（6）児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

2 入所措置等が執られている障がい者・高齢者の取扱い

以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する「措置入所等障がい者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障がい者・高齢者」という。）であつて、基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者については、本市における支給対象者とする。ただし、本市が入所等の措置を講じ、

措置入所等担当課室から給付金担当課室に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障がい者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障がい者・高齢者に支給する。また、同一施設等に入所している親子、夫婦、兄弟姉妹である措置入所等障がい者・高齢者は、本給付金において、同一世帯として取扱う。

(1)「措置入所等障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(2)「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者（2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

3 矯正施設に収容されている者の取扱い

法務省所管の矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院）に収容されている者（以下「被収容者等」という。）についても、基準日において、本市の住民基本台帳に記録されているほか、他の支給要件を満たす場合には、本市における支給対象者とする。

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの者や事実上ネットカフェに寝泊まりしている者等であって、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、本市において住民基本台帳に記録されたときは、本市における支給対象者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると本市に申し出た者について、法務局等において無戸籍

者として把握していることを市長が相当と認めるときは、本市における支給対象者とする。

6 離婚協議を理由とした配偶者との別居・離婚事例の取扱い

(1) 以下に掲げる事例であって、かつ、(2)の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を別に定める申出書により申し出た場合、当該申出を行った者については、基準日時点で当該申出を行った者が本市に住民票が所在しない場合にも、当該当該申出を行った者の本給付金については、本市から支給する。

ア 配偶者との離婚協議中を理由に別居し、配偶者と生計を別に行っている者及びその同伴者であって、本市に住民票を移していない者

イ 配偶者との離婚協議中を理由とした別居事例で、別居している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

ウ 離婚により、元配偶者と生計を別に行っている者

(2) 当該申出を行った者の満たすべき一定の要件は、当該申出を行った者が、離婚協議中の場合は配偶者と、離婚の場合は元配偶者との間に生活の一体性がないと認められる場合に該当するものとする。